平成２７年（フ）第１７２５号
横浜市旭区今宿１丁目41番８号
債務者　浅野由紀子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川範子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２３号
静岡市駿河区西島123番地の１　アヴァンツァート305号、旧住所仙台市青葉区旭ケ丘３丁目26番32―301号
債務者　米持　貴司
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８７号
岐阜県多治見市音羽町４丁目77番地　第２日栄ビル
債務者　平田　明美
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤知恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第５２号
山口県岩国市由宇町北１丁目11番７―301号
債務者　冨本　直樹
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４２号
北海道赤平市東文京町３丁目３番地６
債務者　阿部　陵子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
北海道室蘭市水元町20番13―108号
債務者　山口　和也
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
北海道帯広市西16条南４丁目18番２号　三井アパートＢ１Ｆ２
債務者　森　　清
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
群馬県太田市新田大根町969番地３
債務者　田村　京子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第８２号
新潟県胎内市桃崎浜286番地１
債務者　本間　勝也
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第８６号
新潟県村上市下新保1046番地１、前住所新潟県村上市飯野３丁目５番７号
債務者　松田　久美
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第２０８号
静岡県富士宮市星山936番地の27コーポ月の輪202号
債務者　岡崎　道代
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２４３号
和歌山県岩出市西安上121番地の５
債務者　源　ユカリ
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２４７号
和歌山市毛見342番地　事業団アパート３棟401号
債務者　玉置　利光
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７２号
和歌山県岩出市西野56番地の１（203号）
債務者　玉川　　彰
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１３号
香川県高松市香川町大野931番地１　プラージュⅠ201号
債務者　柴村　浩明
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係